

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年1月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 クスリのアオキ大島店
所在地 長岡市大島本町3丁目1番地57
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ナルス大島店・クスリのアオキ大島店
(変更後) クスリのアオキ大島店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者及びその代表者
(変更前) 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 保外志 他1者
(変更後) 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者及びその代表者
(変更前) 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 保外志 他2者
(変更後) 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
- 3 変更年月日
2 (1) 平成28年11月14日
2 (2)、(3) 平成26年8月19日ほか
- 4 変更の理由
大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者を1社に変更するとともに、小売業を行う者の代表者を変更したため。
- 5 届出年月日
平成28年12月21日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年1月6日から平成29年5月6日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp